

福寿荘訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岩手福寿会が開設する福寿荘訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にあると認められるもの(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問介護(以下「訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福寿荘訪問介護事業所
- 二 所在地 岩手県奥州市水沢上姉体二丁目1番地22

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の職員及管理業務を一元的に行うものとする。
- 二 副管理者 1名
副管理者は、管理者を補佐し、管理者不在の時はその職務を代行する。
- 三 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員などに対する技術指導、訪問介護等計画の作成等を行う。
- 四 訪問介護員 2名以上
訪問介護員は訪問介護等にもとづき生活全般にわたる援助を行い、介護福祉士または訪問介護員研修の1級もしくは2級、介護職員初任者研修課程の修了者とする。また、サービス提供責任者は兼務するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎日とする。(無休)
- 二 営業時間 6時～19時

(訪問介護等の内容及び利用料)

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

1 身体介護

2 生活援助及び家事援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、訪問介護中山間地域等提供加算を算定する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意してもらうこととする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、水沢地内とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第9条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 一 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止を適切に実施する責任者を設置し、また虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 訪問介護員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年3回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者本人や家族からの相談、要望、苦情に対しては常設の受付機関、並びに相談・苦情処理委員会を設置し、必要に応じ委員を招集し委員会を開催して対応を図るものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいてさだめるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

奥州市介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業

福寿荘訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岩手福寿会が開設する福寿荘訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う奥州市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(指定介護予防訪問介護相当に限る。以下「訪問介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者に)に対し、適正な訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福寿荘訪問介護事業所
- 二 所在地 岩手県奥州市水沢上姉体二丁目1番地22

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の職員及管理業務を一元的に行うものとする。
- 二 副管理者 1名
副管理者は、管理者を補佐し、管理者不在の時はその職務を代行する。
- 三 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員などに対する技術指導、訪問介護等計画の作成等を行う。
- 四 訪問介護員 2名以上
訪問介護員は訪問介護等にもとづき生活全般にわたる援助を行い、介護福祉士または訪問介護員研修の1級もしくは2級、介護職員初任者研修課程の修了者とする。また、サービス提供責任者は兼務するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎日とする。(無休)

二 営業時間 6時～19時

(訪問介護等の内容及び利用料)

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、関係市町村が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

1 身体介護

2 生活援助及び家事援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、予防訪問介護中山間地域等提供加算を算定する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意してもらうこととする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、水沢地内とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第9条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 一 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止を適切に実施する責任者を設置し、また虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底する。

- 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

- 第12条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

（その他運営に関する重要事項）

- 第10条 訪問介護員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年3回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者本人や家族からの相談、要望、苦情に対しては常設の受付機関、並びに相談・苦情処理委員会を設置し、必要に応じ委員を招集し委員会を開催して対応を図るものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいてさだめるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年3月31日から施行する。